



4月といえば入学シーズンですね。皆さんはランドセルの語源・由来をご存知ですか？起源は、江戸時代の幕末にまで遡り、将兵が荷物を収納するために背負うカバンとして、オランダの背囊（はいのう）を参考にしたのが始まりといわれています。背囊とは、皮革などで作った背負うタイプの長方形のカバンのことです。オランダ語で背囊（はいのう）は、「ランセル」に近い発音をしますが、それが変化してランドセルになっていったそうです。通学カバンとしての利用は、官立の模範小学校として明治18年に開校した学習院初等科が起源とされています。当時皇太子であった嘉仁親王（後の大正天皇）が明治20年にご入学される際、伊藤博文が祝い品として帝国陸軍の将校背囊に倣った鞆を献上したことがきっかけで、世間に徐々に浸透し、今のような形になったとされています。

## 知っとこ!

### Q&A ちょっとした疑問を解決!

- 3月定年退職後に、これまでの知識を活かして7月に個人事業を立ち上げる予定です。これまで、給与所得の他に不動産所得があり、白色申告者として確定申告していました。青色申告にするにはいつまでに届出が必要ですか？

青色申告をするためには、税務署へ「青色申告承認申請書」の提出が必要です。この申請は、①すでに事業を行っている人やその年の1月15日までに事業を始めた人なら3月15日まで、②その年の1月16日以後事業を始めた人は業務開始から2ヶ月以内に行います。個人事業を始めるのは7月ですが、これまで白色申告しており税務上はすでに事業をしていることになるので、今年から青色申告の承認を受けるには、**退職前の3月15日までに申請書を提出しましょう。**

- 業務中に社員が駐車違反してしまい、交通反則金を会社が支払ったのですが...

業務中の社員による交通反則金を会社が負担した場合、会社の費用に計上はしますが、**法人税を計算する上では損金算入は認められません。**なぜなら、このような罰金を法人税の計算上でも費用として認めてしまうと、罰金分だけ会社の利益が減少し、結果として法人税の納税額が減ることになるからです。ただし、駐車違反でレッカー車を呼ばれたときの実費分は、罰金とは異なる性質であるため、損金算入が認められています。



- デジカメとメモリーカードを一緒に購入しましたが、2つの合計額で資産計上するのでしょうか？

会社が取得した10万円未満の減価償却資産（少額の減価償却資産）は、その年に一括償却できます。取得価額が10万円未満であるかの判断は、通常ひとつの商品ごとに行いますが、複数の商品と一緒に販売されているもの（テーブルと椅子を一組にした応接セットなど）はその一組の価格で判断します。セットで使うものであっても、一般的に別々に販売されているものなら各々の商品ごとに会計処理します。今回のデジカメとメモリーカードについても別々に販売されているので、合計額が10万円以上でも、**それぞれが10万円未満であれば購入した年に一括償却できます。**なお、一括償却せずに減価償却する場合は、償却期間（法定耐用年数）はともに5年です。少額減価償却資産の損金算入制度は「10万円未満」が原則ですが、青色申告している中小企業は、30万円未満の減価償却資産を年間あわせて300万円分まで一括償却できます。

- 自宅が火事で焼失してしまったのですが、住宅ローン控除は利用できますか？

「住宅ローン控除制度」は、適用を受ける年の12月31日までその家に居住していることが要件ですが、火事で自宅が焼失してしまったなど、年末まで住み続けられない特異な事情があれば、例外として適用対象となります。**火事の日まで居住されていたのであれば、その年分の適用が可能です。**



- 不動産所得と事業所得の両方がありますが、青色申告の特別控除65万円はどこから引けばいいですか？

青色申告特別控除額の65万円の控除の**順序は、まず、その年分の不動産所得の金額から全額控除し、**なお控除しきれない金額があれば、事業所得の金額から控除します。順番を誤ると正しい税額が出せなくなるため注意が必要です。

# 知っとこ!「税務のマメ知識」

## 【代償分割について】

「代償分割」は、遺産分割方法の1つで、ある遺産を相続する代わりに自己が所有する現金等の財産を他の相続人に交付する方法のことをいいます。

代償分割が行われるのは、主に遺産が分けにくいものである場合です。相続財産が現金・預金であれば、法定相続分通りに分けることは容易ですが、例えば、相続財産が土地建物やマンションのような不動産の場合、分割は容易いものではありません（不動産を法定相続分の割合で共有するという方法もありますが、争いごとに発展するケースもありますので、あまりお勧めはできません。）。

このような場合に、ある相続人にその不動産を相続させる代わりに、他の相続人に対して代償金を支払うという方法がよく用いられます。代償分割で他の相続人に渡すのは現金であることが多いですが、それに限らず相続人間での合意があれば、自分が所有しているほかの財産や権利でも構いません。

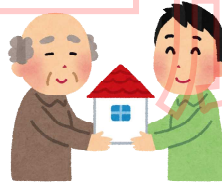
以下、代償分割する際の注意点です。

★遺産分割協議書に代償分割で現金を支払うことを明記すること。

⇒記載がないと、単なる贈与とみなされ贈与税が課税されることがあります。

★代償財産を支払った相続人の相続税の課税価格は、「相続財産の価額－代償財産の価額」と、その分だけ下がり、代償財産を受け取った相続人の相続税の課税価格は、「相続財産の価額＋交付を受けた代償財産の価額」と、その分だけ課税価格が上がります。

★自己の不動産を代償財産として交付した場合には、その資産の時価相当額の収入があったこととして、譲渡所得が課税（所得税が課税）されますので注意が必要です。



## 確定申告の振替納税制度を利用された方へ

平成28年分確定申告分の振替日は次のとおりですので、振替納税制度を利用された方は、振替日前に預貯金残高をご確認ください。

★所得税及び復興特別所得税

……平成29年4月20日（木）

★消費税及び地方消費税

……平成29年4月25日（火）

残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限（平成28年分の所得税及び復興特別所得税は平成29年3月15日（水）、平成28年分の消費税及び地方消費税は平成29年3月31日（金））の翌日から完納の日までの期間の延滞税を本税に併せて納付しなければなりません。この場合は、現金又は電子納税などによる納付となります。

また、転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関・口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続が必要となりますので、今一度ご確認ください。

## ＊HPのお知らせ＊

【弊所HP】<http://www.uk-g.co.jp/>

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください♪

## 今月のあなたの運勢



### A型

あなたの**気配り**が周囲の目にとまる時期です。見返りを求めずに相手に接することで、自分の苦難も自ずと解かれます。

### B型

ゆっくり過ごしたい“**休息**”の時期。動物と触れ合いフレッシュ効果を高めよう。何かに取り組むときは焦らず慎重に。

### O型

思い描いていた理想のイメージから少し離れてしまうとき。**投げ出さずに粘り強く**努めよう。いずれチャンスが訪れます。

### AB型

挫折や葛藤がきっかけで、**自分自身と向き合う**時期。一度立ち止まることで、新たな自分ややるべき事が発見できそう。



## 優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。